

地域安全ニュース

発行所： 鹿屋・垂水地区防犯協会 TEL 44-0110 (内線273)

うそ電話詐欺被害防止 キャンペーンを実施

～ 吾平地区 ～

吾平町地域安全パトロール隊は、本年6月15日の年金支給日に、高齢者のうそ電話詐欺被害を防止するため、鹿屋警察署吾平駐在所と合同で、吾平地区全ての金融機関やコンビニエンスストアのATMコーナーの警戒活動を実施しました。

この活動は、年金支給日に毎回行っているもので、吾平地区すべての金融機関等のATMコーナーの警戒活動を行いながら、ATMを利用する高齢者等に対し、「うそ電話詐欺」に関するチラシを配布し、被害の防止を訴えました。



～ 輝北地区 ～

輝北☆町ぐるみ見守り隊は、本年6月18日に、地域の安全・安心を目指し、鹿屋警察署市成駐在所と合同で、輝北地区内の合同パトロールを実施しました。

この活動は、毎月行っているもので、この日は、犯罪から子どもや高齢者を守るため、登下校中の子どもの見守り活動及び通学路の点検活動や高齢者に対する「うそ電話詐欺」被害防止広報等を実施しました。



我が町のパトロール隊 「垂水市新城防犯パトロール隊」

垂水市新城防犯パトロール隊は、平成17年に、垂水市で多数の死傷者を出す土砂災害が発生したことや、不審者の出没情報が相次いだことを受け、犯罪や災害から地域を守るため、地元の有志により、平成22年に結成されました。

現在、パトロール隊員は7人、青パト7台で、犯罪や交通事故から子どもたちを守るための見守り活動、災害危険箇所の見回りや有事の際に高齢者の避難を手助けする取り組みなどを積極的に推進しています。

本年6月20日の垂水市交通安全日には、子どもや高齢者を交通事故から守るため、通学路等の巡回パトロールを実施しています。



「子ども110番の家」ご存じですか

「子ども110番の家」は、子どもが不審者から声を掛けられたり、つきまとわれたりした場合など、身の危険を感じたときの駆け込み寺として、各学校の通学路等にある店舗や住民の方々のご協力を得て、現在、鹿屋警察署の管内には、子ども110番の家が233箇所設置されており、右下ののぼり旗がその目印となっています。

最近、鹿屋警察署管内では、通勤通学途中の女性や、子どもに対する声かけ・つきまといなどの事案が多発しています。

ご家庭においても、いざという場合に備え、お子様と一緒に通学路にある「子ども110番の家」の場所について確認しておいてください。



回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

裏面もお読みください。

令和2年度「夏の交通事故防止運動」

7月11日(土)～7月20日(月)

1 スローガン 「鹿児島県の夏！マナーが輝く 快適ロード」

2 重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転・あおり（妨害）運転等無謀運転の根絶
- (4) 自転車利用時のヘルメット着用及び自転車損害賠償保険等への加入の徹底
- (5) 二輪車の交通事故防止



自転車の防犯登録の削除手続きについて

防犯登録した自転車を破棄したり、他人に譲ったりする場合には、防犯登録の削除の手続きが必要になります。

手続きは、

- 防犯登録所
(指定を受けた自転車販売店)
- 防犯協会（防犯団体連合会）

で受け付けています。

なお、鹿屋・垂水地区防犯協会での手続きは、平日の午前8時30分から午後5時までとなっています。

【問い合わせ先】

鹿屋市寿3丁目8番30号
鹿屋警察署生活安全課内
鹿屋・垂水地区防犯協会
電話 0994-44-0110



鹿屋市で交通死亡事故の発生

【発生時間】令和2年5月29日(金)午後7時30分頃
【発生場所】鹿屋市旭原町の国道269号上
【発生状況】横断歩道を徒歩で横断中の女性1人が死亡

国道を走行中の40歳代男性が運転する普通貨物自動車は、横断歩道を横断中の80歳代女性をはねる交通事故が発生し、歩行者の方が亡くなりました。

この事故で、鹿屋警察署管内の本年の死亡事故は4件目となり、非常に厳しい危機的状況となっております。

◆ 運転手は

- ・横断歩道の手前で減速し、横断歩行者の有無を確かめること。
- ・夜間は、原則上向きライトで走行、周囲の状況を確認しながら走行すること。

◆ 歩行者は

- ・運転手は自分の存在に気付いていない場合を想定し、車の動きをよく見ること。
- ・夜間は明るい服装に心掛け、夜光反射材を着用すること。

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

- ・最重点課題：SNS利用に係る子どもの性被害等の防止
- ・重点課題1：有害環境への適切な対応
- ・重点課題2：薬物乱用対策の推進
- ・重点課題3：不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ・重点課題4：再非行（犯罪）の防止
- ・重点課題5：いじめ・暴力行為等の問題行動への対応



毎年7月は「青少年非行・被害防止全国強調月間」です。青少年を非行や犯罪被害から守るために、大人は何をすべきかを考えてみましょう。

※ 今年は8月1日から、子どもたちにとって待ちに待った夏休み。学校以外での様々な体験ができる機会ですが、一方、学校や勉強から解放され、子どもたちの気もゆるみがちになり、夜遅くまで出歩いたり、お酒やたばこに手を出したりするなど、非行に陥りやすい時期でもあります。

※ 地域で子どもを見守りましょう。

- ・日頃から地域とのつながりを大切にして、子どもを見守りましょう。
- ・無関心は、子どもの非行を助長します。（子どもに注意する勇気）
- ・地域の行事などを通して、子どもと触れ合いましょう。
- ・知っている子どもがいたら、一声かけましょう。（あいさつをしましょう。）